

令和 8 年10月14日
畜水産安全管理課

FAMICにおける豚・鶏・養殖魚等用飼料の精密検査の見直し
(報告)

- 1 飼料製造施設における牛由来たん白質の交差汚染防止対策等の遵守状況については、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）等が、立入検査や精密検査（PCR試験等）によりモニタリングしてきた。
- 2 令和 6 年10月に豚、鶏等を対象とする飼料への牛肉骨粉等の利用再開をしたことに伴い、以下の状況やFAMICの業務量の増加など現状に応じたリスク管理を行うため、豚・鶏・養殖魚等用飼料の動物由来原料に係る精密検査を終了。
なお、牛用配合飼料等については、引き続き、精密検査を実施。
 - ① 飼料製造事業場等への立入検査により、過去10年間、豚・鶏・養殖魚等用飼料の牛への誤用や牛用飼料への混入等の違反事例は確認されておらず、適正な流通・給与が確保されている。
 - ② 過去10年間に1,000件以上の精密検査を実施した結果、違反事例は1件のみであり、大臣確認^(※1)やGMP^(※2)制度により、飼料製造工場において工程管理が適切に確保されている。
- 3 他方、FAMICによる立入検査を以下のとおり強化。
 - 新たに牛肉骨粉等を使用する配合飼料製造事業場に対する立入検査を年一回以上実施
 - 牛用飼料を製造する配合飼料製造事業場に対する立入検査を強化（3年に1回⇒年1回以上）

※1 大臣確認：動物由来たん白質に係る飼料の製造について、製造工程の分離や分別管理が適切であることを農林水産大臣が確認する制度

※2 GMP：食品・飼料の安全確保に関しては、従来の最終製品の検査を中心とする考え方から、工程管理に重点を置いた考え方にシフト。「飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について」（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知）によりGMPの導入を推進